

報道関係 各位

田辺市企画部自治振興課
課長 福田 文

田辺市市民団体等活動応援補助金募集について

表題の件について、下記のとおり募集しますので、報道方よろしくお願ひします。

記

■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市民団体等の活動が停滞している状況を踏まえ、補助金を交付することにより、市民団体等の活動支援に資することを目的とします。

■補助対象

令和2年12月31日までの間に市内に事業所を置く事業者が運営する貸切バス又はジャンボタクシーを利用して行う団体旅行で、別紙募集要項に該当するもの

■申込み期間

令和2年12月14日（月）まで

■特記事項

- ・1団体につき1回のみ申請とします。1回あたりの台数に限りはありません。
- ・2以上の団体により組織された団体から申請があった場合、構成している団体それぞれ1回の申請があったものとみなすため、その団体が単独又は他の団体と組織された団体で申請することはできません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、貸切バス、ジャンボタクシーの利用に際して、車内換気、乗員間の適切な間隔の確保などのご配慮をお願いします。

■申込・問合せ先

田辺市 企画部 自治振興課 市民活動係（市役所3階 TEL0739-26-9911）

※申込については、各行政局 総務課でも受付しています。

【連絡先】

自治振興課 市民活動係
担当 林
TEL 0739-26-9911（直通）
内線 2135

令和2年度

田 辺 市

市民団体等活動応援補助金

募集要項

田辺市企画部自治振興課

(TEL0739-26-9911 市民活動係)

令和2年度田辺市市民団体等活動応援補助金 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市民団体等の活動が停滞している状況を踏まえ、補助金を交付することにより、市民団体等の活動支援に資することを目的とします。

2 補助対象団体

自治組織及び市内において6名以上の市民により組織され、かつ構成員の過半数が市内に勤務または在住し、公益的な活動を行っている団体。

※「自治組織」とは、町内会、自治会、区又は常会と称して田辺市自治会連合会に所属する団体又はその団体を構成する区のほか、市長が認める団体です。

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、令和2年9月10日から令和2年12月31日までの間に実施する団体旅行で、次の(1)～(2)全ての要件を満たすものです。

- (1) 貸切バス又は乗車定員6名以上のジャンボタクシーを利用して行う団体旅行であること。
- (2) 市内に営業所を置く事業者を利用して行う団体旅行であること。

※ただし、上記の事業に該当するものであっても、次のいずれかに該当する事業は原則として補助の対象としません。

- (1) 市の他の負担金、補助金又は交付金を受けている事業
- (2) 市の他の補助金の補助対象事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動等を目的とする事業
- (5) 政治活動を目的とする事業
- (6) その他上記の目的に適合しない事業

4 補助金額

補助対象経費（車両の借上料金、通行料金、駐車料金の合算額、またはそれらの合算額から国、県等の負担金、補助金もしくは交付金を差し引いた額のいずれか少ない額）の1/2以内の金額（千円未満切捨）で、限度額は1台あたり10万円です。

台数の制限はありません。（受付先着順、予算内で対応）

5 申請方法

- (1) 補助金の交付を希望する団体は、必ず田辺市役所企画部自治振興課（以下「自治振興課」）と事前協議を行っていただきますようお願いいたします。
- (2) 自治振興課との事前協議が終了した後で、次の書類を、自治振興課又は各行政局総務課に提出してください。
 - ①補助金交付申請書
 - ②旅程が記載されている書類
 - ③事業費明細書
 - ④団体調書
 - ⑤団体の会員名簿
 - ⑥団体の規約、会則、定款等（規約等を定めていない団体は不要）
- (3) 1団体につき1回のみ申請とします。

6 交付決定と支払

- (1) 交付決定は、補助金交付申請を受理した後、庁内決裁を経て市長が決定します。
- (2) 補助金の支払は、事業終了後その実績報告を提出いただき、補助金額を確定した上で、団体の口座に振り込みます。

7 募集期間

令和2年12月14日（月）までに申請書を提出してください。

※予算内で先着受付順といたします。

ご要望に沿えない場合がございますが、ご了承ください。

8 申込み、問い合わせ先

田辺市企画部 自治振興課 市民活動係（田辺市役所3階、TEL0739-26-9911）

※申込みについては、各行政局総務課でも受付しています。

9 注意事項

- (1) 1団体につき申請は1回のみとします。
- (2) 2以上の団体により組織された団体から申請があった場合、構成している団体それぞれ1回の申請があったものとみなすため、その団体が単独又は他の団体と組織された団体で申請することはできません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、貸切バス、ジャンボタクシーの利用に際して、以下のようなご配慮をお願いします。
 - ・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気に努める。
 - ・一部の座席の使用を禁止するなど乗員間の間隔を空けるよう努める。
 - ・会話を控えめにするよう努める。